

各位

上場会社名	日本トムソン株式会社
代表者	代表取締役社長 細野 幹人
(コード番号	6480 東証プライム市場)
問合せ先責任者	執行役員 西村 修
(TEL.	03-3448-5868)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第76回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025年3月24日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、経営の意思決定および業務執行の迅速化と効率化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化・充実させ、更なる企業価値向上を図るため、2025年6月27日開催予定の第76回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日（金）

定款変更の効力発生日 2025年6月27日（金）

以上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) 第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第 5 条 (公告方法) (条文省略) 第 2 章 株式 第 6 条～第 13 条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 14 条～第 20 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 第 21 条 (員数) 当社の取締役は、15名以内とする。 (新 設) 第 22 条 (選任方法) ①取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) 第 23 条 (任期) ① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) 第 24 条 (代表取締役および役付取締役) ①取締役会は、その決議によって代表取締役	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) 第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 第 5 条 (公告方法) (現行どおり) 第 2 章 株式 第 6 条～第 13 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 14 条～第 20 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 第 21 条 (員数) ①当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、15名以内とする。 ②当社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第 22 条 (選任方法) ①取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) 第 23 条 (任期) ①取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④<u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 24 条 (代表取締役および役付取締役) ①取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u>

現 行 定 款	変 更 案
を選定する。	<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	②取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、 <u>取締役副会長</u> 、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第25条 (取締役会の招集権者および議長) (条文省略)	第25条 (取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)
第26条 (取締役会の招集通知) ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第26条 (取締役会の招集通知) ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第27条 (取締役会の決議方法) (条文省略) (新 設)	第27条 (取締役会の決議方法) (現行どおり)
	第28条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第29条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条 (取締役会規程) (条文省略)	第30条 (取締役会規程) (現行どおり)
第30条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第31条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第31条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第32条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
第32条 (員数) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削 除)
第33条 (選任方法) <u>①監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>第34条（任期）</u> <u>①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>第35条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)
<u>第36条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>第37条（監査役会の招集通知）</u> <u>①監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>第38条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>第39条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削 除)
<u>第40条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>第41条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>第42条（社外監査役との責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 第 6 章 会計監査人 第<u>43</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略) 第 7 章 計算 第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)	第 5 章 監査等委員会 第<u>33</u>条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> 第<u>34</u>条 (監査等委員会の招集通知) <u>①監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> 第<u>35</u>条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> 第<u>36</u>条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> 第<u>37</u>条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第 6 章 会計監査人 第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり) 第 7 章 計算 第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)